

アカデミック・ジャパニーズ・グループ研究会規約

(名称)

第1条 本研究会の名称は、アカデミック・ジャパニーズ・グループ研究会とする。

(目的)

第2条 本研究会は、「アカデミック・ジャパニーズ(大学・大学院などの高等教育機関での学習・研究に必要な日本語力)」の理念の構築と教育方法論の研究を行い、それに基づいて教育内容体系・教材例・教育方法例を提起することによって、大学等での日本語教育・日本語表現教育および大学入学前の日本語予備教育の質的向上に貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 本研究会は上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 「アカデミック・ジャパニーズ」とは何か(理念)、その教育はいかになされるべきか(方法論)について、多角的な視点から継続的に討議・考究する。
- (2) 「アカデミック・ジャパニーズ」教育の連続性をめざして、国内の大学入学前日本語予備教育機関と大学の日本語教育機関との連携を深め、共同研究・教育実践を行う。
- (3) 上記(1)、(2)の点について、海外の日本語教育研究者と連携し、共同研究・教育実践を行う。
- (4) 日本語母語話者の言語表現教育の質的向上に取り組み、日本語教育と国語教育との連携を含めた、言語教育全般に提言しうる研究・実践を行う。

(会員)

第4条 本研究会は、30名以上の会員をもって組織する。

1. 本研究会への会員入会の承認は、第6条で規定する幹事会が行う。

(総会)

第5条 総会は、会員をもって組織し、各年度に1回またはそれ以上開催するものとする。

2. 総会は、研究会の各年度の事業計画、収支予算、事業活動報告、収支決算報告を審議し、議決する。

(幹事)

第6条 本研究会に、役員として幹事(会計を含む)を置く。幹事は、総会において選任し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 幹事のうちから代表幹事を選任し、代表幹事は研究会を代表する。
3. 幹事のうちから副代表幹事を選任し、副代表幹事は代表幹事を補佐し、必要に応じて代表幹事を代行する。
4. 幹事は幹事会を組織し、研究会の運営にあたる。幹事会は、会員の入会承認、事業計画の策定、予算の管理執行、事業活動報告および収支決算報告の作成等の業務を行う。

(事務局)

第7条 本研究会は、幹事間および会員間の連絡および会計等の事務を行う事務局を置く。

2. 事務局の設置場所は幹事会が決定する。

3. アカデミック・ジャパニーズ・グループ研究会の所在地は、事務局の所在地とする。

(会費)

第8条 本研究会の経費は会員の年会費でまかなう。年会費は2000円とする。
なお、3年以上会費未納のものについては、除籍とする。

(規約改正)

第9条 本規約は幹事会の発議により、総会出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

付則：この規約は2016年 6月 18日から施行する

2019・2020年度の事務局：

〒950-8680

新潟市東区海老ヶ瀬 471 番地

新潟県立大学

宮崎七湖

TEL:025-368-8670

E-mail:academicjapaneseoffice@gmail.com